

齒科醫學校設立ニ關スル建議案

漆 昌 嶽君 澤田 佐助君 町田 旦龍君

港灣改良ニ關スル建議案外一件

本出 保太郎君 川村 聰原 傳君

校令ニ依リマシテ縣立、又ハ私立ノ藥學專門學校ヲ設ケル者ガ往々出來テ參ッタノニア

リマス、從來ハ藥學專門學校ト云フモノガ無カツタメニ、現行ノ規則中ニハ是等ノ學

竹越 與二郎君

福井 堅造君 大岡 育造君

橋本 久太郎君 橋本 入太郎君

橋本 六君 橋本 次六君

校ノ卒業生ニ向テ無試験ニテ免狀ヲ下附スルコトニナシテ居リマス、然ルニ專問學

高山 長幸君 高橋 直治君

坪田 十郎君 喜君

坪田 千早正次郎君 雄君

阪森田 勇次郎君 鹿島 秀磨君

阪森田 勇次郎君 鹿島 秀磨君

三浦 覺一君 小山内 鐵彌君

守屋 此助君 佐藤 千早正次郎君

坂口 熊野君

坂口 熊野君

業者ニ對シテハ無試験ニテ藥劑師免狀ヲ下附スルコトニナシテ居リマス、然ルニ專問學

鈴木 仙太郎君 太田 清藏君

大岡 育造君 清藏君

大岡 育造君 清藏君

校令ニ依リマシテ縣立、又ハ私立ノ藥學專門學校ノ卒業者ニ對シテモ

無試験ヲ以テ免許狀ヲ與ヘタリ思フノアリマス、何卒御協賛アランコトヲ希望致シ

中安 信三郎君 服部 平吉君

太田 清藏君 吉君

太田 清藏君 吉君

太田 清藏君 吉君

マス

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

東洋拓殖株式會社法中改正法律案外三件委員會

川村 本出 保太郎君

川村 本出 保太郎君

本出 保太郎君

町田 旦龍君

町田 旦龍君

町田 旦龍君

町田 旦龍君

本出 保太郎君

守屋 此助君

守屋 此助君

守屋 此助君

守屋 此助君

本出 保太郎君

鈴木 仙太郎君

鈴木 仙太郎君

鈴木 仙太郎君

鈴木 仙太郎君

本出 保太郎君

中安 信三郎君

中安 信三郎君

中安 信三郎君

中安 信三郎君

本出 保太郎君

服部 平吉君

服部 平吉君

服部 平吉君

服部 平吉君

本出 保太郎君

太田 清藏君

太田 清藏君

太田 清藏君

太田 清藏君

本出 保太郎君

高橋 直治君

高橋 直治君

高橋 直治君

高橋 直治君

本出 保太郎君

喜君

喜君

喜君

喜君

本出 保太郎君

字ヲ插入スルコトニ相成リマシテ、是ハ此五十六條ノ規定ハ漁業者ガ相互ニ關係ヲ生
シマシタ場合ニハ監督官廳ノ恰モ勸解的ノ裁判ヲ受ケキ是ハ簡條ニナク居リマス、
然ルニ此簡條ニハ漁業權者ト、又入漁權者トノ關係ニハ此簡條ヲ直ニ適用スルコト
ガ出来マセヌ故ニ、實際ノ問題ニ付キマシテハ甚ダ不便利ト云フノ故ヲ以テ、ヤハリ漁
業權者ト入漁權者トノ争玉等シク行政官廳ノ勸解的裁判ヲ受ケルト云フコトニ致ス
トス様ナコトデ之ヲ挿入スルコトニ決定致シマシテ、第五十八條第一項ノ第二號是
ハ「漁業停止中ノ専用漁場ニ於テ漁業ヲ爲シタル者」此原文デアリマスルト、頗ル曖昧
ナルトコロノ解釋が續出スルガ故ニ原文ノ精神ヲ變セ致シマシテ、之ヲ「専用漁業」
停止中其漁場ニ於テ停止シタル漁業ヲ爲シタル者」趣意ニ相違ハゴザイマセスガ、文字
ヲ明カニ致シタ、是ハ修正デアリマス、次ニ五十九條、是ハ全文ヲ總テ修正ヲ致シマシ
テ、五十九條ハ是ハ汽船「トロール」業、又ハ汽船捕鯨業、其他爆發物ヲ以テ漁業ヲ
爲ストコロノ制裁ヲ規定シタモノデアリマス、然ルニ御承知ノ通り此汽船「トロール」業ニ
付キマシテハ最モ世間ニヤカマシク非難ヲ致シテ居ルノデアリマス、此問題ニ付キマシテ
ハ或ヘ禁止的ノ制裁ヲ設ケルト云フ議論モゴザイマシタ、海岸ヨリ幾十浬ヲ離テ禁漁
區域トスルト云フ說モアリ、或ハ現在ノ「トロール」業ノ船舶ヲ制限スルト云フ說モアリ、
若ハ其船舶ニ沒收スルト云フイロ／＼ナ說ガゴザイマシタガ、ツマリ是ハ取締ノ上カラ嚴
重ニナスト云フ意味ヲ以チマシテ、汽船「トロール」業ニ限り一千圓ノ罰金ニ處スルコトヲ
五千圓ノ罰金ニ處スルト云フコトニ直シタノガ、即チ此本文ヲ總テ變ヘタ原因因デアリマ
ス、從來ハ汽船「トロール」業ニ關シマシテハ省令ニ於テ百圓以下ノ罰金デアリマス、所
ガ五千圓ノ罰金ヲ科スルト云フコトニ意味ニ直シマシタガ、故ニ此全文ガ諸君ノ御手許
ニ出シテ居リマス、五十九條ノ通りニ直シマシテ、是ハ讀上ゲマセヌ、ソレカラ次ニハ六
十條デアリマス、六十條ノ「漁業權ヲ侵害シタル」トアリマス、其「漁業權」ヲ次ヘ「又ハ
漁業組合員ノ漁業ヲ爲スノ權利」ト云フ文字ヲ挿入致シタノデアリマス、此修正ハ專
用漁業ノ場合ニ於キマシテ其漁業權ハ漁業組合ガ取得シテ居リマス、而シテ漁業組合
ソレ自身ハ漁業ヲ爲スコトヲ得ナイ規程ニナッテ居ル、漁業ヲ爲スモノハ其組合中ノ組
合員ガ漁業ヲ爲スノ權利ト云フ上ニ於キマシテ漁業ヲ爲シテ居ルノデアリマス、故ニ漁
業上ニ侵害ヲ受ケタ場合ニハ、其組合員ト雖モ自己ノ權利ヲ妨害シタル者ニハ此簡條
ニ依クテ其妨害ヲ防禦スルト云フ意味ニ於テ此簡條ハ直リマシタ譯デアリマス、唯今
申上ゲマシタ簡條ガ委員會ニ於テ修正ニナリマシタコトデアリマスルガ、此本案ニ對シマ
シテノ委員會ハ委員會ノ手續上更ニ調査委員等ヲ置キマシテ、十幾回ヲ重ね、逐條
丁寧反覆ニ應答モ致シ、又意見を交換致シテ譯デゴザイマスル、而シテ此案ノ大體
ニ付キマシテハ漁業將來ノ利益、又現在法案ノ不備ヲ補フタメニハ一般ヨリ此案ハ歡
迎ヲ致サレテ居リマスル案デアリマスルガ故ニ、何卒委員會修正ノ通り御賛成ニ相成リ
マシテ、此案ノ成立セシムコトヲ希望致シマス（拍手起ル）

然ルニ此簡條中ニハ漁業權者ト、又入漁權者トノ關係ニハ此簡條ヲ直ニ適用スルコトガ出來マセキ故ニ、實際ノ問題ニ付キマシテハ甚ダ不便利ト云フノ故ヲ以テ、ヤハリ漁業權者ト入漁權者トノ爭玉等シク行政官廳ノ勘解的裁判ヲ受ケルト云フコトニ致スト斯様ナコトデ之ヲ挿入スルコトニ決定致シマシタ、第五十八條第一項ノ第二號は「漁業停止中ノ專用漁場ニ於テ漁業ヲ爲シタル者」此原文デアリマスルト、頗ル曖昧ナルトコロノ解釋が續出スルガ故ニ原文ノ精神ヲ變セズ致シマシテ、之ヲ「專用漁業ノ停止中其漁場ニ於テ停止シタル漁業ヲ爲シタル者」趣意ニ相違ハゴザイマセスガ、文字ヲ明カニ致シテ、是ハ修正デアリマス、次ニ五十九條、是ハ全文ヲ總て修正ヲ致シマシタ、五十九條ハ是ハ汽船「トロール」業、又ハ汽船捕鯨業、其他爆發物ヲ以テ漁業ヲ爲ストコロノ制裁ヲ規定シタモノデアリマス、然ルニ御承知ノ通り此汽船「トロール」業ニ付キマシテハ最モ世間ニヤカマシク非難ヲ致シテ居ルノデアリマス、此問題ニ付キマシテハ或ヘ禁止的ノ制裁ヲ設ケルト云フ議論モサイマシタ、海岸ヨリ幾十浬ヲ離テ禁漁區域トスルト云フ說モアリ、或ハ現在ノ「トロール」業ノ船舶ヲ制限スルト云フ說モアリ、若ハ其船舶ニ沒收スルト云フイロ／＼ナ說ガゴザイマシタガ、ツマリ是ハ取締ノ上カラ嚴重ニナスト云フ意味ヲ以チマシテ、汽船「トロール」業ニ限リ一千圓ノ罰金ニ處スルコトヲ五千圓ノ罰金ニ處スルト云フコトニ直シタノガ、即チ此本文ヲ總て變ヘタ原因ニアリマス、從來ハ汽船「トロール」業ニ關シマシテハ省令ニ於テ百圓以下ノ罰金デアリマス、所ガ五千圓ノ罰金ヲ科スルト云フコトノ意味ニ直シマシタガ、故ニ此全文ガ諸君ノ御手許ニ出シテ居リマス、五十九條ノ通リニ直シマシタ、是ハ讀上ヶマセヌ、ソレカラ次ニハ六十條デアリマス、六十條ノ「漁業權ヲ侵害シタル」トアリマス、其「漁業權」ヲ次ヘ「又ハ漁業組合員ノ漁業ヲ爲スノ權利」ト云フ文字ヲ挿入致シタノアリマス、此修正ハ専用漁業ノ場合ニ於キマシテ其漁業權ハ漁業組合が取得シテ居リマス、而シテ漁業組合ソレ自身ハ漁業ヲ爲スコトヲ得ナイ規程ニナシテ居ル、漁業ヲ爲スモノハ其組合中ノ組合員が漁業ヲ爲スノ權利ト云フ上ニ於キマシテ漁業ヲ爲シテ居ルノアリマス、故ニ漁業上ニ侵害ヲ受ケタ場合ニハ、其組合員ト雖セ自己ノ權利ヲ妨害シタル者ニハ此簡條ニ付キマシテ其妨害ヲ防禦スルト云フ意味ニ於テ此簡條ハ直リマシタ譯デアリマス、唯今申上ゲマシタ簡條が委員會ニ於テ修正ニナシタコトデアリマスルガ、此本案ニ對シマシテノ委員會ハ委員會ノ手續上更ニ調査委員等ヲ置キマシテ、十幾回ヲ重ね、逐條丁寧反覆ニ應答モ致シ、又意見王交換ヲ致シタ譯デゴザイマスル、而シテ此案ノ大體ニ付キマシテハ漁業將來ノ利益、又現在法案ノ不備ヲ補フタメニハ一般ヨリ此案ハ歡迎ヲ致サレテ居リマスル案デアリマスルガ故ニ、何卒委員會修正ノ通り御贊成ニ相成リマシテ、此案ノ成立センコトヲ希望致シマス（拍手起立）

○議長(長谷川純孝君) 何力質問デスカ

○加瀬禪逸君 サウデス、私ハ此場合 政府ニ對シテ質問ヲ致シタイト思ヒマス、是ハ專ラ汽船トロール業ニ關シテノコトデゴザイマス、改正案ヲ見マスレバ汽船トロール業ニ對シマスルトコロノ取締、並ニ其制限、若ハ禁止案ニ付キマシテハソレハ主務大

医はシテノコトヲ爲シ得ルニテノ後、シカアリマツト。シテノヨリマツリ業ナシ、無詣谷地ノ場合ニ禁止スル。然メ斯ウ云フ場合、合ニテアルケントスベキ事ガアリ。シカク、豫メスウ云フ場合、合ニテアルケントスベキ事ガアリ。

官報號外

明治四十三年三月十二日

衆議院議事速記錄第十九號

漁業法改正法律案 第一讀會ノ總綱

三六三

其「トロール」業ニ對スル漁業ノ制限若ハ禁止ニ付テノ政府ノ意向ヲ尋ネテ置キタイコトハ少シク重大デゴザイマスカラ、私ハイモノ例ニ微ハズシテ少シク自分ノ意見ヲ加ヘテ、且一二ノ事例ヲ擧ゲテ御尋ラシタイト思ヒマス、「トロール」業ト申シマスレバ諸君モ御承知ノ通り、例ノ網ノ兩端ニ大キナ錐ヲ結ケテ、之ヲ深ク海底ニ沈メテサウシテ後ニ汽船ノ力ヲ以テ其海底ヲ引摺テ行クノデアリマス、故ニ此「トロール」漁業ニ依ツテ操業ヲセラル、ニ於テハ魚族ハ棲息スルコトハ出來ヌノデアル、此「トロール」漁業ハ海底ニアルトコロノ海草マデモ持行クノデアリマス、故ニ其結果ハ水產動植物ノ養殖ヲ害シマシテ、ソレガタメニ一般ノ漁業ヲ絶滅スルト云フ影響ヲ生ズルモノデアリマス、若モ此「トロール」漁業ヲ許ストコロノ區域ニシテ少シク近海ニ接シマスレバ、沿岸ノ漁業ト云フモノハ、爲ニ全ク漁獲ヲナスコトガ出來ヌノデアリマス、故ニ此改正ニ於テ主務大臣ニ制限若ハ禁止ノ權限ヲ附與シテゴザイマスルガ、此制限、若ハ禁止ニ付キマシテハ深ク此「トロール」漁業ト近海漁業トノ利害ノ調和ト云フモノヲ計ルコトニ御考ヲ煩ハサナケレバナラヌアル、茲ニ私ハ一ツ自分ノ取扱ヒマシタルトコロノ事例ヲ擧ゲマシテ御参考ニ供シタイト思ヒマス、時ハ多分四十年ノ九月頃デアツタト思ヒマス、茨城縣人ノ野澤泰次郎ト云夫人ノ所有ニ係ル汽船海光丸ト云フ船舶が彼ノ銚子海ニ於テ「トロール」漁業ヲ營シテ居リマシタ、所ガ此時ニ於ケル禁止區域ト云フモノハ僅ニ陸地ヲ距ル一海里、若ハ二海里ノ所ニ於テ操業ヲシタノデアリマス、故ニ唯今申上ケルヤウナ關係ア海底ノ物ハ悉ク取去ラレ魚卵、若ハ海草マデモ持行カル、結果、此近海ノ漁業者ト云フ者ハ全ク以テ此ダメニ著シキ害ヲ被リ、遂ニハ漁獲ヲナスコト能ハザル慘状ヲ呈スルノデアリマス、其處ニハ丁度八百ノ漁業者ガアリマシテ、當時六千ノ漁夫ガアツクノデアリマスガ「トロール」業ノ起ラザリシ以前ニ於テハ一日ニ多キハ四五圓、少ナキモ一圓、一圓五十錢ノ漁獲物ヲ得タノデアリマスガ、此海光丸が操業ヲナスニ至リマシテハ、多キモ一日一圓ニ上ヅタコトガナイ、甚シキハ毎日空船デ歸ルト云フ有様ニナリマシテ、茲ニ八百ノ漁業者、竝ニ六千ニ垂ントスル漁夫ハ全ク飢渴ニ迫ルト云フ慘状ヲ演ジタノデアリマス、所ガ此トロール業者ノ不道徳ナコトガアリマスノデ、ソレハ毎夕二回、若ハ一回禁止區域内ニ來ツテ漁獲ヲナス、即チ船ノ速力が帆船ヨリ速ナリト云フ關係ヨリシテ、屢々沿岸漁業ノ區域内ニ侵入シ來リマシテ、遂ニ利根川ノ河口ニマテ接近シテ操業ヲナスニ至リマシタカラ居テモ立ツテモ居ラレヌヤウナ慘状ニナリマシテ、此時ニ當リマシテ銚子組夜海光丸ニ躍り込ミ、網、其他器具ヲ破壊シタノデアリマス、是ニ於テハ一ノ刑事裁判事件が起リマシテ、此處ニ列席セラレテ居ル高木代議士ノ盡力ニ依リマシテ解決ヲシテ打合セラ致シマシタ、ケレドモ或ハ夜間速力ノ早キニ乘シテ屢々禁止區域内ニ入ツテ漁業ヲヤツタはニ於テ無智ナル漁民ハ今ヤ六千人ノ死活ニ關スル問題アルト云フノデ、一夜海光丸ニ躍り込ミ、網、其他器具ヲ破壊シタノデアリマス、是ニ於テハ利益ナルコロノ判決ヲ下サレタハ昨年デゴザイマス、左様ナ有様ニアツテ、此ノデアル、此裁判ノ結果ハ申上ゲル必要ハアリマセヌか、此「トロール」業ノ沿岸漁業ニ與フル損害ト云フモノハ甚大ナルモノトシテ裁判所ニ於テハ全ク同情アルトコロノ、最モ被告ニハ利益ナルコロノ判決ヲ下サレタハ昨年デゴザイマス、左様ナ有様ニアツテ、此「トロール」業ト云フモノハ海底ヲ浚ヒ、海草ヲ浚ヒ、魚卵マデ、浚テ而シテ漁ヲナスモノアリマスルが故ニ、多クノ沿岸漁業ト云フモノハ殆ど絶滅シテシマフ故ニ私ハ此場合ニ於テ政府ニ質問ヲ致シタイ、一ツノ問がアルノデアリマス、即チ第一トシテハ「トロール」漁業ヲ許可セラル、場合ニ當リマシテハ陸地ヨリ何海里以内ヲ禁止區域トセラルノテアリスカ、之ニ付キマシテハ或ハ領海トカ公海トカ云フコトノ關係モ起リマセウガ、私ノ考ヘトコロニ依レバ陸地ヨリ二海里マテガ、領海ニアツテ、二海里以上ハ公海デアル、公海ニハ國ノ主權ガ及バスト云フコトモアリマスガ、是ハ即チ制海權ノ場合ニアツテ

ノ主權ノ及バヌ範圍ノ場合ニアリマシテ、人ニ對スル取締ノ上ニ於テハ遠洋ニ於テモ差支ナインデアリマス、故ニ二海里以上ヲ我ニニスルトカ云フコトハ無論出來マスマガ、其公海ニ於テ漁業ヲスルトコロノ人ニ對シテハ、例ヘバ万海里先キニ至リマシテモ之ガ取締リノ出來ヌト云フコトハナインデアル、故ニ此場合ニ於テハ海ニ對スル關係ニアラズ人ニ對スル關係ナルが故ニ、此自國臣民ノ有ニ歸スル汽船トロール業ニ對シテハ先づ陸地ヲ距ル何海里マテヲ禁止區域トセラル、思召デアリマスカ、是ニ於テ私ハ更ニシテ附加ヘテ事實ヲ申上ゲテ見タイト思フノデアリマス、此事ニ付テハ大分「トロール」業ニ對スル非難ハ唯今委員長ノ御報告ニモアリマシタ如ク頗ル盛シテアル、過日赤坂ノ何處其處カニ於キマシテ水產大會ヲ催サレテ、其場合ニ於テモ隨分當局者ニ對シテ寧ロ禁制セヨトマテ唱ハラレタト云フコトデアリマス、免ニ角「トロール」漁業ト沿海漁業ト云云利害ノ衝突ハ夥シノデアル、之ニ對シテ當局者ハ注意シナケレバナラヌト云フコトハ委員會ニ於ケル委員諸君モ此點ニ付テ力ヲ極メテ質問ヲセラレタノテアリマス、其時ニ於ケル政府委員ノ答辯ニ區域ハ相當ニ定メアルトカ、取締モ相當ニ出來テ居ル、故ニ沿海ノ漁業者ト「トロール」漁業者ト利害ノ衝突ハナイト云フノデアルガ、是ハ實地ヲ知ラヌノデアリマス、昨年ノ四月六日省令三號ヲ以テ「トロール」漁業ニ於ケル規則ヲ發布サレタ當時ニ於テ、丁度農商務省ガ「トロール」漁業區域トシテ許可ヲ與ヘタモノガアリマス、ソレハ各地ニ亘ツテ居リマスガ、先づ私ノ知ニテ居リマスルノハ千葉縣ノ銚子犬吠岬ヨリ房州ノ八幡岬ニ至ル線ヲ「トロール」漁業ヲ許スト云フコトニナシテ居リマス、圖ニ就テ之ヲ見マスルト犬吠岬ヨリ八幡岬ヲ起點トシテ之ニ直線ヲ引キスルト陸地ヲ距ル何海里ドコロテハナイ、甚シキハ陸上ニマデ及シテ居ル、ソレハ犬吠岬附近、殊ニ海上郡高神村ノ一部ハ此「トロール」漁業ヲ許サレタル地域ニ入ツテ居リマス、斯様ナ場合ニアリマスカラ此沿岸ノ漁業者ト「トロール」漁業トノ間衝突ハ免カレナイノテアリマス、此ノ如ク金華山附近ヲ掛ケテ陸地ヲ距ル一海里カニ二海里ノ箇所ニ於テ最モ魚族ノ養殖ヲ妨ゲル「トロール」漁業ヲ許サレタノハ沿岸ノ漁業ヲ絶滅セシムモノデアリマス、是デモ尙取締ガ十分デアル、若バ禁止區域が定メアルト言ハレマスルガ、私ハ此點ニ於テハ委員會ニ於ケル政府委員ノ沒交渉ト云フニ以テ甘んズルコトハ出來ヌノテアリマス、故ニ更ニ茲ニ於テ此禁止區域ハ陸地ヨリ何海里以外ニ於テ始メテ此「トロール」漁業ヲ御許シニナル御精神アルカト云フコトヲ伺テ置キタ、第二ニハ此「トロール」漁業ニ付テハ今日マテノ經過ニ依リマスルト、大概二十尋、若ハ多クテ四十尋位ノ深サニ於テ漁業ヲシテ居ル、是ハ結局「トロール」汽船ガ小サクテサウシテ漁具ガソレ以上ニ及バヌカラデアル、此ノ如キ設備ニ甘ンジテ居リマシテハ之ヲ遠キ大洋ニ出テ漁業ヲシロト云フコトハ是ハナノノテアリマス、ト云フコトヲ伺テ置キタ、第二ニハ此「トロール」漁業ニモ妨げナカラシメントスルニハ成ル先づ沿岸漁業者ノ利益ヲ保護シ、又「トロール」漁業ニモ妨げナカラシメントスルニハ成ルベクソレニ適フヤウニシナケレバナラヌノテアリマス、ソレニハ先づ船舶ノ構造、並ニ漁具ノ設備モ相當ニシナケレバナリマセヌ、故ニ今後「トロール」漁業ヲ許可スル場合ニ於キシナテハ其船舶ハ何噸以上、或ハ網ハ何尋以上ノ箇所ニ於テ出來得ルヤウナ手續キシナケレバナラヌト云フヤウナ制限デモ付ケル思召アルカドウデアリマスカ、此ニ點ニ付テ詳細ナル御答辯ヲ煩ハシタ、是ハ銚子沿岸漁業ニ重大ナ問題アルガ故ニ、幸ニ農商務大臣ノ御出席ガアリマスカラ最モ明瞭ニ最モ詳細ナル御答辯アランコトヲ希望シマス（政府委員道家齊君登壇）

○政府委員（道家齊君）唯今加瀬君カラ「トロール」漁業ニ付テノ御質問ニアリマシタガ、其第一ノ御質問ハ沿岸ヲ距ルコト何海里ヲ以テ禁止ノ區域トスルヤ否ヤ、第一ハ將來許スベキ「トロール」船ノ構造噸數、若ハ漁場ノ海深何等マテヲ以テ標準トスルヤト云フ御尋ネニヤウニ承リマシタ、之ニ付テ御答ヘヲ致シマス、此御尋ネニナリマシタ

漁業法改正法律案

○伊藤大八君 本案ハ直ニ一讀會ヲ開クコトヲ希望シマス
〔贊成ト呼フ者アリ〕
○議長（長谷川純孝君） 直ニ一讀會ヲ開クト云フコトニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長（長谷川純孝君） 御異議ナイト認メマスカラ直ニ本案ハ一讀會ヲ開キマス
高木正年君

○議長(長谷場純孝君) 高木君ノ修正ハ第十六條、第二十四條、第二十五條、第三十五條ノ四箇條デアリマスケレドモ、此場合ニ修正意見ヲ述ベラレルコトニ致シマス
ス
結ブ積リテアリマス、私ハ第一ニ此十六條ノ但書ニ「漁業權者ノ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得」トアル此更新スルコトヲ得トアルノヲ「更新ス」ト修正致シタイ、是ハ委員會ニ於テ特別調査委員ニ當ラレタ方々ノ審査セラレタ其決定案デアリマス、委員會ノ總會ノ場合ニ再び政府案ニ戻ツタ、私ハ特別委員ノ修正セラレタル其法文其儘ヲ自己ノ修正案トナスノデアリマス、ソレカラ一十四條ハ第一項ノ次ニ「免許ヲ取消サレタルモノハ補償ヲ求ムルコトヲ得」ト云フ一箇條ヲ加ヘル、ソレカラ第三十五條ノ「トロール」葉ニ付キマシテ、法文ニハ汽船「トロール」漁業、又ハ汽船捕鯨業ハ主務大臣ノ許可ヲ得テ營ム場合ニハ、主務大臣ノ許可ヲ得テ、許可ヲ得ルト云フ用語ニナツテ居ル、之ヲ「汽船」「トロール」汽船捕鯨業ハ陸岸ヲ離ル、二十海里以上ノ海上ニ於テ其營業ヲ爲ス場合ニ於テ主務大臣ハ之ヲ許可スルコトヲ得」、斯様ニ修正致スノデアリマス、其法文ハ唯今議長ノ手許ヘ差出シテアリマス、出シマシタ法文ノ通修正スルノデアリマス、何ゼ斯様ニ修正ヲセネバナラヌカト申シマスルト、先刻委員長ノ言葉ノ中ニ漁業法ノ中テ最モ議論ノアツカ箇條ハ却テ原案ノ儘ニナツテ居ルト云フコトヲ言ハレタ、即チ此漁業法案ノ審査ノ内容ヲ語ラレタ、誠ニ委員長ハ親切ニ委員會ノ審査ノ内容ヲ語ラレタ、即チ此漁業法案ノ審査特別委員會ニ於テ最モ議論ノアツノハ十六條、即チ「更新スルコトヲ得」トスベキヤ、「更新ス」トスベキヤ是が一ソ、ソレカラ二十四條ノ漁業權ノ取消サレタル場合ニ付テノ補償ノ問題、唯今一ソ申落シマシタガ議長ノ言ハレタ如ク、二十五條モ從ジテ私ノ修正案ニ於テハ修正ヲスル、一二十四條ノ中テ水產動植物ノ養殖保護ニ必要ナル場合、又軍事上ニ必要ナル場合、又委員會ノ修正ニ依リテ水底電線ヲ敷設スル場合、公益上害アルト認ムル場合、私ハ補償ヲ求ムルコトヲ得ト云フ箇條ヲ加フルタメニ公益上害アルト云フ文字ハ二十四條ヨリ削除致シマシテ、二十五條ノ錯誤ニ依リ漁業權ヲ

得タ場合ニ於テハ之ヲ取消スコトヲ得ト云フ處へ、錯誤ニ依テ免許ヲ受ケタモノ及公
益上害アルモノニ付テハ、主務大臣ハ之ヲ取消スコトヲ得、斯様ニ修正スル、ツヒ二十
五條ノコトヲ申落シマシタカラ、念ノタメニ申シテ置キマス、是が唯今自分ノ申シマシタ漁
業法案ノ修正箇條ノ要旨アリマス、何故ニ十六條ニ付テ折角委員會ガ原案ヲ認メ
ラレタルモノニ付テ論辯フ更ニ費シテ之ヲ修正スル必要アリヤト云ハバデス、此度ノ法
案ハ多年ノ吾々ノ望ヲ稍達シ得テ居ル、漁業權ヲ物權トシテ土地ニ對スル規定ヲ準
用ス、是ハ此新法律ノ第八條ノ規定アリテ、漁業權ナルモノハ二十四年ニ法律ト
ナツタコロノ現行漁業法此現行漁業法ナルモノニ依テ吾々曾ア此漁業ナルモノヲ研
究ヲ致シテ居ル者ガ、初メア此物權様ノ如キモノトナツタカト申シマスルト、寧ロ此現行
法ハ行政官ノ手心ニ依テ所謂漁業權ナルモノヲ左右スルガ如キ法律ニナツテ居ツタ、
漁業法實施以來各津浦ニ於テ種々ナル苦情アリ、葛藤アリ、或ハ縣ト縣トノ問題
トナリ、若バ郡ト郡トノ問題トナリ、此爭ヲ爲シテ居ルノハ何デアルカト云フト、寧ロ行
政權ナルモノヲ以テ此慣行ヲ打破シテ、長官が己ノ意志ノ儘ニ漁業權ノ免許ヲ與ヘ、
若ハ之ヲ拒絕シタ云フコトガ重モナル紛擾ノ原因トナツタ、茲ニ於テ現行法ノ規定
當時ニモ私ハ當議席ニ列席シテ居ツテ、又委員會ニ出席シタノデアル、其時ヨリ此漁
業權ノ確認スベキ理由アルコトハ屢々訴ヘタノデアリマシタガ、當時不幸ニシテ其意見
ハ徹底シナカツタ、幸ニモ今日ニ此政府ガ改正法律案ヲ出サレテ、第八條ニ依テ漁業
權ハ物權ナリト云フコトヲ規定セラレタノハ、最モ喜ブトコロデアル、然ルニ此十六條ナ
ルモノ、存スル間ハ——如何ナルコトガ十六條ニ存スルカト言ヘ物權トシテ既ニ賣買
讓與ノ外ニ抵當權マデ設定セラル、コトヲ許サレタ、其漁業權ハ十六條アルカタメニ
二十箇年以内ト云フコトノ規定ノ中ニ、若ハ長キモ十年、短キハ三年、若ハ五年ニ又
之ヲ縮メラレテ、而モ其免許ノ切レル場合ニ於テハ種々ナル運動が起り、種々ナル弊害
ガ起キテ折角已ノ財產ト爲ス漁業權ハ此繼續ノタメニ多クノ勞力ト、多クノ費用ヲ費
サネバナラヌト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、現ニ資本ノ融通マテモ此漁業權ニ與ヘ
テ水産ノ發達ヲ期セバナラヌト云フコトガ此法案ノ趣意ナリトスレバ、成ルベク此場合
ニ於テ漁業權ヲ完全ナル一ツノ私權トナスト云フコトガ、即チ此法案ノ目的トスルトコ
ロデナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ十六條ノ本文ニ於テハヤハリ依然二十年以内ニ
於テ之ヲ免許スルト云フコトニナツテ居ル、併シ但書ガアリテ漁業權者ノ申請ニ依テハ
之ヲ更新スルコトヲ得ト——舊法ニモ此ノ如キ箇條アリ、更新スルコトヲ得ルデアル
カラ行政官ノ手心ニ依テハ之ヲ更新セザルコトモ出來ルノデアル、政府ハ此法案ノ改
正ニ付テハ非常ニ迷惑ヲシテ特別委員會ニ修正シタモノニ關シテモ種々ニ苦情ヲ唱ヘ
ラレテ居ルデアリマス、併シ此事ニ付テ頗ル私ハ政府ノ意志ノアルトコロヲ疑フノハ、成
ルベク慣行ヲ許可シテ此法文ノ但書ナルモノハ、或ル萬一ノ場合ニ適用スルノミテアルト
云フコトヲ政府ハ言ウテ居ル、併シ左様ニ政府ガ此舊來與ヘタコロノ漁業權ニ重キ
ヲ措キ、且國家ガ漁業權ヲ所有スル者ニ付テ重キヲ措イテ之ヲ尊重セラル、ナラバ、何
殊更ニ此ノ如キ手心ヲ用井ルガタメニ此法條ヲ置クト云フ必要ヲ見ナイノデアル、
且政府ノ云フトコロニ付テ頗ル私ハ誠意アルヤ否ヤト云フコトヲ疑シテ居ルノハ、此ノ如
此ノ如キ事實ノ現ハレントスルコトヲ豫メ知リ得タ場合ニ於テハ十六條ニ依テ其許可
ノ年限ヲ縮メテ置イテ——免許ノ年限ヲ縮メテ置イテ、而シテ後二十四條ノ場合ニ補
償ヲ與ヘナイコトヲ得ルヤウナコトニモナルデアラウト云フガ如キ意味ヲ表白サレテ居ルノデ
アル、一方ニ於テハ漁業權ヲ尊重スルト言ヒナガラ、他方ニ於テハ或ル場合ニ於テハ縮メ

ラレタ、漁業權ノ自然消滅ヲ爲サシムルト云フガ如キ箇條ヲ存スルノハ頗ル不親切ナル
私ハ政府ノ意志ナリト私ハ思フノデアリマス、夫故ニ寧ロ特別委員會ニ於テ御審査ニ
ナリ、且其成案トシテ修正ニナツタコロノ「更新ス」トハッキリ此文章ニ於テノラ認メテ
置キタイト私ハ思フノデアル、是ガ即チ十六條ノ修正ヲ爲シタル所以テアリマス——ナス
ベシト主張スル所以テアリマス、ソレカラ二十四條アリマス、此二十四條ハ諸君ノ御
政權ナルモノヲ以テ此慣行ヲ打破シテ、長官が己ノ意志ノ儘ニ漁業權ノ免許ヲ與ヘ、
若ハ之ヲ拒絶シタ云フコトガ重モナル紛擾ノ原因トナツタ、茲ニ於テ現行法ノ規定
當時ニモ私ハ當議席ニ列席シテ居ツテ、又委員會ニ出席シタノデアル、其時ヨリ此漁
業權ノ確認スベキ理由アルコトハ屢々訴ヘタノデアリマシタガ、當時不幸ニシテ其意見
ハ徹底シナカツタ、幸ニモ今日ニ此政府ガ改正法律案ヲ出サレテ、第八條ニ依テ漁業
權ハ物權ナリト云フコトヲ規定セラレタノハ、最モ喜ブトコロデアル、然ルニ此十六條ナ
ルモノ、存スル間ハ——如何ナルコトガ十六條ニ存スルカト言ヘ物權トシテ既ニ賣買
讓與ノ外ニ抵當權マデ設定セラル、コトヲ許サレタ、其漁業權ハ十六條アルカタメニ
二十箇年以内ト云フコトノ規定ノ中ニ、若ハ長キモ十年、短キハ三年、若ハ五年ニ又
之ヲ縮メラレテ、而モ其免許ノ切レル場合ニ於テハ種々ナル運動が起り、種々ナル弊害
ガ起キテ折角已ノ財產ト爲ス漁業權ハ此繼續ノタメニ多クノ勞力ト、多クノ費用ヲ費
サネバナラヌト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、現ニ資本ノ融通マテモ此漁業權ニ與ヘ
テ水産ノ發達ヲ期セバナラヌト云フコトガ此法案ノ趣意ナリトスレバ、成ルベク此場合
ニ於テ漁業權ヲ完全ナル一ツノ私權トナスト云フコトガ、即チ此法案ノ目的トスルトコ
ロデナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ十六條ノ本文ニ於テハヤハリ依然二十年以内ニ
於テ之ヲ免許スルト云フコトニナツテ居ル、併シ但書ガアリテ漁業權者ノ申請ニ依テハ
之ヲ更新スルコトヲ得ト——舊法ニモ此ノ如キ箇條アリ、更新スルコトヲ得ルデアル
カラ行政官ノ手心ニ依テハ之ヲ更新セザルコトモ出來ルノデアル、政府ハ此法案ノ改
正ニ付テハ非常ニ迷惑ヲシテ特別委員會ニ修正シタモノニ關シテモ種々ニ苦情ヲ唱ヘ
ラレテ居ルデアリマス、併シ此事ニ付テ頗ル私ハ政府ノ意志ノアルトコロヲ疑フノハ、成
ルベク慣行ヲ許可シテ此法文ノ但書ナルモノハ、或ル萬一ノ場合ニ適用スルノミテアルト
云フコトヲ政府ハ言ウテ居ル、併シ左様ニ政府ガ此舊來與ヘタコロノ漁業權ニ重キ
ヲ措キ、且國家ガ漁業權ヲ所有スル者ニ付テ重キヲ措イテ之ヲ尊重セラル、ナラバ、何
殊更ニ此ノ如キ手心ヲ用井ルガタメニ此法條ヲ置クト云フ必要ヲ見ナイノデアル、
且政府ノ云フトコロニ付テ頗ル私ハ誠意アルヤ否ヤト云フコトヲ疑シテ居ルノハ、此ノ如
此ノ如キ事實ノ現ハレントスルコトヲ豫メ知リ得タ場合ニ於テハ十六條ニ依テ其許可
ノ年限ヲ縮メテ置イテ——免許ノ年限ヲ縮メテ置イテ、而シテ後二十四條ノ場合ニ補
償ヲ與ヘナイコトヲ得ルヤウナコトニモナルデアラウト云フガ如キ意味ヲ表白サレテ居ルノデ
アル、一方ニ於テハ漁業權ヲ尊重スルト言ヒナガラ、他方ニ於テハ或ル場合ニ於テハ縮メ

ラレタ、漁業權ノ自然消滅ヲ爲サシムルト云フガ如キ箇條ヲ存スルノハ頗ル不親切ナル
私ハ政府ノ意志ナリト私ハ思フノデアリマス、夫故ニ寧ロ特別委員會ニ於テ御審査ニ
ナリ、且其成案トシテ修正ニナツタコロノ「更新ス」トハッキリ此文章ニ於テノラ認メテ
置キタイト私ハ思フノデアル、是ガ即チ十六條ノ修正ヲ爲シタル所以テアリマス——ナス
ベシト主張スル所以テアリマス、ソレカラ二十四條アリマス、此二十四條ハ諸君ノ御
政權ナルモノヲ以テ此慣行ヲ打破シテ、長官が己ノ意志ノ儘ニ漁業權ノ免許ヲ與ヘ、
若ハ之ヲ拒絶シタ云フコトガ重モナル紛擾ノ原因トナツタ、茲ニ於テ現行法ノ規定
當時ニモ私ハ當議席ニ列席シテ居ツテ、又委員會ニ出席シタノデアル、其時ヨリ此漁
業權ノ確認スベキ理由アルコトハ屢々訴ヘタノデアリマシタガ、當時不幸ニシテ其意見
ハ徹底シナカツタ、幸ニモ今日ニ此政府ガ改正法律案ヲ出サレテ、第八條ニ依テ漁業
權ハ物權ナリト云フコトヲ規定セラレタノハ、最モ喜ブトコロデアル、然ルニ此十六條ナ
ルモノ、存スル間ハ——如何ナルコトガ十六條ニ存スルカト言ヘ物權トシテ既ニ賣買
讓與ノ外ニ抵當權マデ設定セラル、コトヲ許サレタ、其漁業權ハ十六條アルカタメニ
二十箇年以内ト云フコトノ規定ノ中ニ、若ハ長キモ十年、短キハ三年、若ハ五年ニ又
之ヲ縮メラレテ、而モ其免許ノ切レル場合ニ於テハ種々ナル運動が起り、種々ナル弊害
ガ起キテ折角已ノ財產ト爲ス漁業權ハ此繼續ノタメニ多クノ勞力ト、多クノ費用ヲ費
サネバナラヌト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、現ニ資本ノ融通マテモ此漁業權ニ與ヘ
テ水産ノ發達ヲ期セバナラヌト云フコトガ此法案ノ趣意ナリトスレバ、成ルベク此場合
ニ於テ漁業權ヲ完全ナル一ツノ私權トナスト云フコトガ、即チ此法案ノ目的トスルトコ
ロデナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ十六條ノ本文ニ於テハヤハリ依然二十年以内ニ
於テ之ヲ免許スルト云フコトニナツテ居ル、併シ但書ガアリテ漁業權者ノ申請ニ依テハ
之ヲ更新スルコトヲ得ト——舊法ニモ此ノ如キ箇條アリ、更新スルコトヲ得ルデアル
カラ行政官ノ手心ニ依テハ之ヲ更新セザルコトモ出來ルノデアル、政府ハ此法案ノ改
正ニ付テハ非常ニ迷惑ヲシテ特別委員會ニ修正シタモノニ關シテモ種々ニ苦情ヲ唱ヘ
ラレテ居ルデアリマス、併シ此事ニ付テ頗ル私ハ政府ノ意志ノアルトコロヲ疑フノハ、成
ルベク慣行ヲ許可シテ此法文ノ但書ナルモノハ、或ル萬一ノ場合ニ適用スルノミテアルト
云フコトヲ政府ハ言ウテ居ル、併シ左様ニ政府ガ此舊來與ヘタコロノ漁業權ニ重キ
ヲ措キ、且國家ガ漁業權ヲ所有スル者ニ付テ重キヲ措イテ之ヲ尊重セラル、ナラバ、何
殊更ニ此ノ如キ手心ヲ用井ルガタメニ此法條ヲ置クト云フ必要ヲ見ナイノデアル、
且政府ノ云フトコロニ付テ頗ル私ハ誠意アルヤ否ヤト云フコトヲ疑シテ居ルノハ、此ノ如
此ノ如キ事實ノ現ハレントスルコトヲ豫メ知リ得タ場合ニ於テハ十六條ニ依テ其許可
ノ年限ヲ縮メテ置イテ——免許ノ年限ヲ縮メテ置イテ、而シテ後二十四條ノ場合ニ補
償ヲ與ヘナイコトヲ得ルヤウナコトニモナルデアラウト云フガ如キ意味ヲ表白サレテ居ルノデ
アル、一方ニ於テハ漁業權ヲ尊重スルト言ヒナガラ、他方ニ於テハ或ル場合ニ於テハ縮メ

フ、併シス様ニ申シマスレバ「二十浬以外ノ處デモ尙汽船」トロール「ラサレテ困ルト云フ場所ガアルト云ハレルコトヲ云フカモ知レマセヌガ、併シソレハ三十五條ノ第一項ニ農務大臣ハ制限、若バ禁止ヲスルコトヲ得ト云フ箇條が存シテ居ル以上ハ決シテ差支ナリ、一方ニ於テ二十海里ノ制限ニ於テ之ヲ矯正シ、一方ニ置イテハ制限禁止ヲ農商務大臣ニ許シタ權内ニ於テ之ヲ取締ルト云フコトニナリマシタ以上ハ、汽船」トロール「ノ害ハ先ツ無イト云フコトヲ言ヒ得ルデアラウト思フ、此ノ如クセザレハ決シテ沿岸漁業ノ現状ハ維持スルコトが出来ナイ、私ハ最後ニ一言セネバナラヌノハ此漁業ハ頗ル重大ナル法律案ニアル、日本國ノ狀態ノ上ヨリ觀察シマスレバ、農業ハ最モ主モナル一ノ動デアル、之ニ亞グ効ハ何デアルカ、工デアルカ、商デアルカト云ヘバ、農ニ亞グトコロノ國民ノ生業ハ即チ漁業アルト云フコトヲ言ヒ得ル、我國ノ人口少ナクモ五分ノ一ハ海岸ニ住居シテ居ル、海ヨリ開ケテ山ニ及ブ、漁業ノ盛衰ハ直ニ一國ノ人人ノ生活ノ上ニ反響ガアル、之ヲ以テ職トシ、之ヲ以テ業トスル者デアルカラ、其事業ノ盛衰如何ニ依ツテハ我國ノ全體ノ人人ノ生活ノ上ニ反響ガアルト云フ大問題デアル、サウスレバ、此漁權ナルモノハ最も大切ナルモノデアツテ、即チ沿岸漁權ナルモノハソレく今日何レモ確定シテ居ル、然ニ漁業法設定後ニ於テ政府ハ行政權ニ依テ地方長官ニ取捨フ任カシタメ種々ナル騒動ヲ惹起シタノデアル、幸ニ此法案ニ依ツテ漁業權ヲ確認シテ漁業權ヲ確ムニ於テハ、將來斯ル問題ニ紛議ノナカラシコトヲ希望スルが故ニ、殊ニ此場合ニ修正意見ヲ提出スル所以デアリマス

○議長（長谷場純孝君） 大浦農務大臣

〔農商務大臣男爵大浦兼武君登壇〕

○農商務大臣（男爵大浦兼武君） 本問題ニ付キマシテ此場合ニ一言致シテ置キタイト存シマス、委員會等ニ於テ種々ノ御意見モサライマシタカラ、此期間更新ノ問題ニ付テ一言致シタトイ思ヒマスルノハ、確實ナル慣行ニ依ツテ設定シタル漁業權者ヨリ期間更新ノ申請ノアツタ場合ニハ之ニ免許ヲ與ヘルト云フ考デゴザイマスルカラソレダケヲ茲ニ聲明シテ置キマス

○議長（長谷場純孝君） 薩寄鉄五郎君

〔農商務大臣男爵大浦兼武君登壇〕

○薩寄鉄五郎君 極ク簡單ニ贊成ノ演説ヲシャウト思ヒマス、是ハ漁業者ニ取ツテ高木君ノ言ハレルが如ク重要ノ問題デアリマスガ、委員長ノ修正セラレタル漁業法ハ頗ル適切ニ出來テ居ルノデアリマスカラ、敢テ委員長ノ報告以外ニ之ヲ論及スル必要ナナイノデアリマスケレドモ、唯今高木君ヨリ熱心ニ二三ノ修正が出マシタカラ簡單ニ修正スルノ必要ナシト云フコトヲ申述ベテ置カウト思ヒマス、第十六條ノ期間更新ノ申請ニ付キマシテハ、若シ期間申請ノアル場合ハ之ヲ「更新スルコトヲ得ト」法文ニアルノ「更新ス」トスウ云フ風ニ改正ヲシタトイ云フノハ高木君ノ修正ノヤウニ承リマシタ、此更新問題ニ付キマシテハ御承知ノ如ク一般ニ此更新ノ場合ニ拘ラズ存續シタトイ云フコトヲ主張スルモノハ、唯今農商務大臣ガ述ベマシタコロノ所謂習慣ニ依ツテ慣行ニ依ツテ數百年來其土地ニ漁業ヲ營ンデ居ツタトコロノモノハ若シ申請ノ場合ニ更新サレナカッタナラバソマリ其漁村ノ廢滅ヲ來ス真ガアルカラ此場合ニ於テ是非更新シタトイ云フノガ一般ノ希望ニアリマシテ、過日ノ即チ水産業者大會ニ於テモ確的ナル慣行ノ漁業者ニ向テハ是非更新ノ場合ニハ必ズ許可ヲ得タトイ云フ趣意デアリマシタカラ、唯今農商務大臣ノ聲明ニ依ツテ必ズ慣行アル者ニハ更新スルト云フコトニナリマシタ以上ハ、總テ漁權ヲ悉ク必ズ更新存續スル意味ナシノデアリマスカラ、此點ハ農商務大臣ノ言明ヲ信シテ是が適當デアリマスカラ敢テ高木君ノ如ク修正スル必要ナイト思ヒマス、又「トロール」

漁業ノコト、モウ「ツハ高木君ハ報償ノコトデアリマスガ、或ハ水産動植物繁殖、船舶航行、其他公益上、或ハ國防ト云フコトニ付テ若シ彼ノ免許ヲシタルトコロノ漁業權ヲ或ハ停止、或ハ禁止シタル場合ニ於テ之ヲ補償スルト云フコトヲ一項設ケタイト云フノガ高木君ノ御主意アリマシタ、一應御尤モノヤウニ聞エマスガ、是ハ極ク精密ニ委員會及特別委員會ニ於テ調査シタ時分ニモ政府ハ勿論補償スベキモノアリト云フコトヲ言明シテ居リマスノミナラズ、又補償スルノガ當リ前デアリマスカラ、此法文ニ蛇足ヲ加ヘテ補償スト云フコトヲ書ク必要ハナイノテアリマスカラ、是モ遺憾ナガル修正スル必要ナシト明言致シテ置キマス、今「ツノトロール」ニ付テハ加瀬君ハ先刻長々ト質問がアリマシタ、是ハ沿岸漁業ト「トロール」漁業ト相一致セザルモノデ區域ハ嚴重ニセザレハ決シテ成立スルモノアリマセヌト云フ此點ハ加瀬君ノ質問ニ賛成デアリマスガ、若シ農商務省カラ定メラレタ限定區域ヲ嚴重ニ守ルコトが出來マスレバ、敢テ「トロール」漁業ト沿岸漁業ト衝突スルコトハ無イノテアリマス、然ルニ今日マテ一方ハ汽船デアリマスカラ非常ニ速力ノアル船ヲ以テ或ハ禁漁權ヲ侵シ、一方ハ艦櫂ヲ持テ居ル漁民デアリマスカラ、往々禁漁ノ區割ヲ侵シテ衝突シタ場合ガナキニシモアラズデザイマスガ、是ハツマリ罰が輕イカラ、縱令侵ジテ萬一相當ノ罰ヲ受ケテモ其罰ナルモノ非常ニ輕イカラ、之ヲ侵スト云フコトニナルノデアルト思フノデアリマス、ソレデ政府ノ案ハ捕鯨業「トロール」「漁トモニ」一千圓以下ノ罰金ヲ科スルト云フコトニシテ居リマシタノヲ、ノラ修正シマシテ「トロール」漁業ノ違反者ハ五千圓以下ノ處分ニ處スルト云フコトニシテ置キマシタカラ、是デ「トロール」漁業ト沿岸漁業トノ衝突ハ十分ニ除ケルト吾々ハ信ズルノテアリマス、故ニ委員長ノ報告告シタ修正案ニ賛成ヲ致シ、直ニ諸君ノ御賛成ヲ得テ本案ヲ確定シタトイ思ヒマス

○伊藤大八君 本案ニ付テハ討論モ既ニ盡キタ思ヒマスカラ、委員長ノ報告通り確定センコトヲ望ミマス

〔「賛成々々」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君）讀會省略デスカ

○伊藤大八君（讀會省略シテ確定セラレントコトデ望ミマス）

○議長（長谷場純孝君）伊藤大八君ノ動議ハ即チ二讀會ヲ省略シ、二讀會ヲ以テ委員長ノ報告通り確定スルト云フ動議デゴザイマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君）本案ニ付テハ、高木正年君カラ定規ノ賛成ヲ得テ茲ニ修正案ヲ提出シテアリマスカラシテ、之ニ付テ先づ採決致シマス、二讀會ハ逐條採決スベキノ但書ヲ加フ、「但シ免許ヲ取消サレタルモノハ補償ヲ求ムルコトヲ得」第二十五條錯勘デアリマスケレドモ、議案全部ヲ議題ニ供シ、即チ關稅法案、營業稅法案ノ例ニ依誤ニ依リ漁業ノ免許ヲ與ヘタルモノ、又ハ公益上害アルモノハ行政官廳ハ之ヲ取消スコトヲ得」第三十五條汽船トロール漁業又ハ汽船捕鯨業ハ陸地ヲ距ル二十海里以外ノ海洋ニ於テ營み場合ニ限リ主務大臣ハ其漁業ヲ許可スルコトヲ得」是ガ即チ高木君ノ修正案デアリマス、此高木君ノ修正說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

〔「賛成々々」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君） 読會省略デスカ

○伊藤大八君 讀會ヲ省略シテ確定セラレントデ望ミマス

○議長（長谷場純孝君） 伊藤大八君ノ動議ハ即チ二讀會ヲ省略シ、二讀會ヲ以テ委員長ノ報告通り確定スルト云フ動議デゴザイマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君） 本案ニ付テハ、高木正年君カラ定規ノ賛成ヲ得テ茲ニ修正案ヲ提出シテアリマスカラシテ、之ニ付テ先づ採決致シマス、二讀會ハ逐條採決スペキ等ニアリマスケレドモ、議案全部ヲ讀題ニ供シ、即チ關稅法案、營業稅法案ノ例ニ依リマシテ、修正ノアルダケノモノヲ先づ採決ヲ致シテ、後トハ委員長ノ報告全部ニ付テ採決シヤウト思ヒマス、ソレデ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

漁業法改正法律案
確定期議
長谷川 純孝君 御異議ナイト認メマスカラ 卽チ高木正年君ノ修正、第十
第一項中「更新スルコトヲ得」ヲ「更新ス」ニ改メ、「公益上害アルトキハヲ除キ左
ヲ加フ、「但シ免許ヲ取消サレタルモノハ補償ヲ求ムコトヲ得」第一十五條「錯
拂リ漁業ノ免許ヲ與ヘタルモノ、又ハ公益上害アルモノハ行政官廳ハ之ヲ取消スコ
」第三十五條「汽船トロール漁業又ハ汽船捕鯨業ハ陸地ヲ距ル二十海里以外
ニ於テ營ム場合ニ限り主務大臣ハ其漁業ヲ許可スルコトヲ得」是が即チ高木君
立案アリマス、此高木君ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 少數、他ハ全部委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 是テ全部委員長ノ報告通り決シマス、即チ二讀會ハ省略シ
サレマシタカラ、本案ハ是ニテ確定致シマシタ、(拍手起ル)日程第四、北海道土功組合
法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長管原傳君

第四 北海道土功組合法中改正法律案 第一讀會ノ續(委員長)

(政府提出)
 ○管原傳君 簡單デアリマスカラ當席ヨリ報告致シマス、北海道土功組合法中改正

法律案、此組合ニ關スル現行ノ法律ハ十一箇條ヨリ成立シテ居リマス、而シテ今回改
府ノ提出シタコロノモノハ第一條、第三條、第五條、第六條ノ四箇條ニ改正ヲ加ヘ
タノアリマス、委員會ハ審査ノ結果、組合ノ信用ヲ高ムル點ニ於テ、又組合ノ基礎ヲ
鞏固ニスル上ヨリシテ此改正ノ必要ヲ認メタノアリマス、是マデノ組合法ニ依リマスレ
バ組合ニ加入スル場合ニ於テモ、亦組合ヲ去ル場合ニ於テモ、殆ド隨意ノ有様デアツタ
ノアリマス、爲ニ組合が事業ノ進行中ニ或ハ頓挫ヲ來ス等ノ憂モアツクアリマスガ、
今回ノ改正案ニ依リマスレバ組合ハ一定ノ地區ヲ定メ、一旦組合ニ加入シタ以上ハ
漫リニ去ルコトハ出來ヌノアル、義務ヲ終ラズシテ去ルコトハ出來ヌノアル、若シ他ノ
人ニ讓渡シ、或ハ賣拂フ等ノ場合ニ於テ、其繼續者ガ義務ヲ果サケレバナラズト云フ
ヤウナ譯合デ、總テ加入ノ場合、去ル場合等ノ點ニ付テ餘程嚴密ニ改正ヲ加ヘタノデ
アリマス、又組合ノ經費ニ關シテモ、經費徵收ノ點ニ付キマシテ町村稅ノ制ニナリ、此
町村稅ニ次ギテノ先取權ヲ與ヘタノアリマシテ、此費用等ニ付テモ餘程嚴密ニシ、改
良ヲ加ヘタノアリマスル、要スルニ北海道ノ拓殖上實際ニ於テ是等ノ改正が必要ト
認メマシテ、委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シタ次第ゴザイマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○伊藤大八君 本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ確定ニ至ランコトヲ望ミマ
ス、
○委員長ノ報告通り確定センコトヲ望ミマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 唯今伊藤大八君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ
○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、即チ本案ハ三讀會ヲ省略シ、
直ニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス、委員長報告通り御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○伊藤大八君 本會ハ續ヲ開キマス、委員長辻川與一右衛門君

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、即チ本案ハ三讀會ヲ省略シ、
直ニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス、委員長報告通り御異議アリマセヌカ

第七 官吏恩給法中改正法律案(武藤金吉君外一名 第一讀會 提出)

官吏恩給法中改正法律案

官吏恩給法中左ノ通改正ス

第十六條中「三個年内」ヲ「七個年内」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍人恩給法中改正法律案

軍人恩給法中左ノ通改正ス

第二十六條中「三個年内」ヲ「七個年内」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍人恩給法中改正法律案

軍人恩給法中左ノ通改正ス

第二十六條中「三個年内」ヲ「七個年内」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍人恩給法中改正法律案

軍人恩給法中左ノ通改正ス

第二十六條中「三個年内」ヲ「七個年内」ニ改ム

附 則

可決スルコトニ致シマシタ

○伊藤大八君 本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ委員長ノ報告通り確定

セラシコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 伊藤君ノ動議、本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シ
テ委員長ノ報告通り確定シタトイ云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ其通り決シマス、直ニ二讀會ヲ
開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス、委員長報告通り御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○吉植庄一郎君 サウ度ニ延期スルノハドウ云フ譯デス、此前モ延期ヲシ、又今日

モ延期スルノハドウ云フ譯デス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ延期スルコトニ決シマス、理由ハ提出者ガ
述ベマセヌ、
○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ延期スルコトニ決シマス、理由ハ提出者ガ
述ベマセヌ、
○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ延期スルコトニ決シマス、理由ハ提出者モ同一ナルニ
依テ、一括シテ議題ニ供シテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○吉植庄一郎君 サウ度ニ延期スルノハドウ云フ譯デスカ、此前モ延期ヲシ、又今日

モ延期スルノハドウ云フ譯デス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

員ニ付託ト云フコトニ御異議ハゴザイマセ又カ

「「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者ア
ヘシ、ト湯枕ヲ占ノ 日品狂歌

○議長(長谷場純孝君) 日程第九行政執行法中改正法律案ハ、委員長ノ都合ニ依リ一旦延期シテ呉レト云フ申出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

○議長（長谷場純孝君） 御異議ナイト認メマスカラ、許可スルコトニ致シマス、日程第十水産講習所分場設置三關スル建議案、提出者吉田虎之助君外一名——吉田虎之助君

第十 水產講習所分場設置ニ關スル建議案(吉田虎之助 君外一名提出)

水產講習所分場設置二關スル建議案
農商務省直轄ノ水產講習所ハ汎ク水產事業ヲ扶掖誘導スルノ機關トシテ設置セラレタルモノニ外ナラサルヘシト雖其ノ主トシテ講究スル所ハ鹹水產物ニ係リ淡水產物ニ在テハ僅ニ其ノ附屬トシテ科目ヲ設ルニ過キス是レ其ノ目的ニ對シテ甚缺クル所アリ依テ政府ハ宜シク適當ノ地ヲ擇ヒテ水產講習所ノ分場ヲ設ケ以テ淡水產物講究ノ道ヲ開キ汎ク水產事業ヲ扶掖誘導スルノ旨趣ニ副ハシムヘシ
右建議ス

〔吉田虎之助君登壇〕

○吉田虎之助君 諸君、提出者トシテ簡單ニ提出ノ理由ヲ述べマス、唯今政府ニ於キ

農商務省直轄ノ水產講習所ハ汎ク水產事業ヲ扶掖誘導スルノ機關トシテ設置セラレタルモノニ外ナラサルヘシト雖其ノ主トシテ講究スル所ハ鹹水產物ニ係リ淡水產物ニ在テハ僅ニ其ノ附屬トシテ科目ヲ設ルニ過キス是レ其ノ目的ニ對シテ甚缺クル所アリ依テ政府ハ宜シク適當ノ地ヲ擇ヒテ水產講習所ノ分場ヲ設ケ以テ淡水產物講究ノ道ヲ開キ汎ク水產事業ヲ扶掖誘導スルノ旨趣ニ副ハシムヘシ

右題説文
吉田虎之助君登壇

ガラ此試験上云フモノハ極ク粗漏ナモノデアリマシテ、農商務省ニ十分ニ試験が出來テ居ラヌノデアリマス、唯鮭鱈ハ折角數十箇處ノ試験所ヲ持ツテ各府縣テ放流シテ居ルモノ、其還元性ノ度合、又其生長ノ模様、又生長ニ應ズル其鮭鱈ノ分布區域ナドト云フ試験ハ一モ出來テ居ラヌノデアリマス、今ニソレガ確ニナツテ居ラヌノデアリマス、ソレデ農商務省ハ四十一年度ニ於テ、滋賀縣ノ水產試験所ニ委託シ、僅カノ補助ヲ以テ是ガ試験ニ掛チテ居リマスルナレドモ、二百圓ヤツコラノ補助ノ下ニ此大試験ヲ行フコトハ到底出來ヌ仕事デアルノデアル、其還元性ヤ生長度合、分布區域ナドガ分ラズシテ、無暗ニ放流シテ居ルト云フコトハ、實ニ殘念至極ナ話デアル、是等ノ試験モ至極必要デアリマス、又第一ニハ此海面ニ共通セザル湖トカ沼トカ云フ一區域ニ養成スル鯉、鮒、鰻ナドノ魚族ニアリマス、是等ハ今日ノトコロデハ其養殖方法ガ一向獎勵ニナツテ居リマセヌノデ、折角澤山ノ水面ヲ有シナガラ、唯今農商務省ノ統計ニ依リマシテモ、二百二十万圓シカ收獲ガナインデアル、此コトニ付キマシテ其養殖方法、收獲ナドノ數字ニ瓦ル細カキコトハ、此案ガ通過シマシタ場合ニ委員會ニ譲ルト致シマシテモ、概略申シマスレバ此池沼ニ魚族ヲ養成スル收獲高ハ、深川デヤッテ居ルノデモ一段歩ニ三百圓程ノ收入ヲ得テ居ル、是ハ設備が最モ完全ニ出來テ居リマスルモノデ、斯ウ云フモノハ比較ニナリマセヌガ、假ニ池沼ヤ溜池ニ養成スルトシマシテモ、一段歩ニ五十圓ノ收獲ハ確カナルモノデアリマス、一段歩ニ五十圓ノ收獲アリストレバ、其數ハ唯今民有地ニ屬シテ居ル水面七万五千町歩ニ於キマシテモ、三千万圓以上ノ收獲ガナケレバナラヌノデアリマスソレガ僅ニ二百二十万圓ノ收獲ニ止ツテ居ルノデアリマス、是レ其養殖方法ノ獎勵ノ不行居ナタメデアルノデアリマス、又此海面ト隔離シテ居ル池沼ニ於テモ、清水ニ屬スルモノガアル、山間ノ池ナドノ下カラ水ノ湧ク、極ク清水ナモノガアリマス、是ニ向シテ唯今農商務省ハ鮭ノ養殖ヲ獎勵シテ居リマスケレドモ、是ハ養殖ヲ獎勵スルノミデアツテ其苗魚ヲ支給スル途ガナインデアリマス、故ニ滋賀縣ノ水產講習所カラモ申込ガアリマスルシ各府縣カラモ其苗魚ノ申込ガアリマスケレドモ、殘念ナガラ滋賀縣ニハ自分ノ方デ使フダケシカ縣費ヲ以テ養成ヲ致シテ居リマセヌ、總テ拒絕シテ居ル有様デアリマス、是等アルノデアル、之ニ對シテハ西洋各國テハ魚梯ノ設ガソレゝ、出來テ居ルノデアル、然ルニ日本ニハ未ダ魚梯ト云フモノハ全國一箇所モナインデアリマス、聞クトコロニ依レバ本年ハ農商務省ヨリ水產講習所ノ費用トシテ模範魚梯ヲ置ク案ガ出タサウデアリマスガ、大藏省ノ方デ否決セラレタト云フコトヲ聞及ヒマス、實ニ殘念ナ話デアル、是等ハ此淡水魚族ノ蕃殖ニ付テ最も重要ナ事項デアリマス、是等ノ點ニ付キマシテハ講習所ヲ設ケ其技術者ヲ養ヒ、一方ニ試験ト養魚トヲ致シマシテ、主要ノ魚梯ヲ多ク各府縣ニ供給シテ、ドノ池モ遊バサムコトニ致シマシタナラバ、本邦ノ一大富源デアルト思フノデアリマス、是レ本案ヲ提出致シマシタ理由ニアリマス

ガラ此試験上云フモノハ極ク粗漏ナモノデアリマシテ、農商務省ニ十分ニ試験が出來テ居ラヌノアリマス、唯鮭鱈ハ還元性ヲ持テ居ルト云フノデ、放流シテ居ルニ過ギヌノデアリマス、此鮭鱈ハ折角數十箇處ノ試験所ヲ持テ各府縣ニ放流シテ居ルモノ、其還元性ノ度合、又其生長ノ模様、又生長ニ應ズル其鮭鱈ノ分布區域ナドト云フ試験ハ一モ出來テ居ラヌノアリマス、今ニソレガ確ニナツテ居ラヌノアリマス、ソレデ農商務省ハ四十二年度ニ於テ、滋賀縣ノ水產試驗所ニ委託シ、僅カノ補助ヲ以テ是ガ試験ニ掛チテ居リマスルナレドモ、二百圓ヤツヨラノ補助ノ下ニ此大試験ヲ行フコトハ到底出來ヌ仕事ニアルノアル、其還元性ヤ生長度合、分布區域ナドガ分ラズシテ、無暗ニ放流シテ居ルト云フコトハ、實ニ殘念至極ナ話デアル、是等ノ試験モ至極必要ニアリマス、又第一二三ハ此海面ニ共通セザル湖トカ、沼トカ云フ一區域ニ養成スル鯉、鮒、鰻ナドノ魚族ニアリマス、是等ハ今日ノトコロテハ其養殖方法ガ一向獎勵ニナツテ居リマセヌノデ、折角澤山ノ水面ヲ有シナガラ、唯今農商務省ノ統計ニ依リマシテモ、二百二十万圓シカ收獲ガナイノアル、此コトニ付キマシテ其養殖方法、收獲ナドノ數字ニ瓦ル細カキコトハ、此案ガ通過シマシタ場合ニ委員會ニ讓ルト致シマシテモ、概略申シマスレバ此池沼ニ魚族ヲ養成スル收獲高ハ、深川ヤツテ居ルノテモ一段歩ニ三百圓程ノ收入ヲ得テ居ル、是ハ設備が最モ完全ニ出來テ居リマスルモノデ、斯ウニ云フモノハ比較ニナリマセヌガ、假ニ池沼ヤ溜池ニ養成スルトシマシテモ、一段歩ニ五十圓ノ收獲ハ確カナルモノデアリマス、一段歩ニ五十圓ノ收獲アリトスレバ、其數ハ唯今民有地ニ屬シテ居ル水面七万五千町歩ニ於キマシテモ、三千万圓以上ノ收獲ガナケレバナラヌノアリマスソレガ僅ニ二百二十万圓ノ收獲ニ止ツテ居ルノアリマス、是レ其養殖方法ノ獎勵ノ不行届ナタヌデアルノアリマス、又此海面ト隔離シテ居ル池沼ニ於テモ、清水ニ屬スルモノガアル、山間ノ池ナドノ下カラ水ノ湧グ、極ク清水ナモノガアリマス、是ニ向ツテ唯今農商務省ハ鱈ノ養殖ヲ獎勵シテ居リマスケレドモ、是ハ養殖ヲ獎勵スルノミテアッテ其苗魚ヲ支給スル途ガナイノアリマス、故ニ滋賀縣ノ水產講習所カラモ申込ガアリマスルシ各府縣カラモ其苗魚ノ申込ガアリマスケレドモ、殘念ナガラ滋賀縣デハ自分ノ方デ使フダケシカ縣費ヲ以テ養成ヲ致シテ居リマセヌ、總テ拒絕シテ居ル有様デアリマス、是等ノ需ニ應シテ是等ノ池ヲ遊バセテ置カヌヤウニ致シマシタラバ、本邦ノ收益ト云フモノハ非常ナルモノデアルノアリマス、又近頃河川ノ改修、或ハ水力電氣ナドガ非常ニ勃興致シマシテ、所ニ依ツテハ河川ノ堰堤或ハ洗堰ヲ設ケ、魚族ノ溯上ヲ妨げテ居ル處が澤山アルノアル、之ニ對シテハ西洋各國デハ魚梯ノ設ガソレく出來テ居ルノアリマス、然ルニ日本ニハ未ダ魚梯ト云フモノハ全國一箇所モナインアリマス、聞クトヨロニ依レバ本年ハ農商務省ヨリ水產講習所ノ費用トシテ模範魚梯ヲ置ク案が出タサウテアリマスガ、大藏省ノ方ニ否決セラレタト云フコトヲ聞及ビマス、實ニ殘念ナ話デアル、是等ハ此淡水魚族ノ蕃殖ニ付テ最も重要ナ事項アリマス、是等ノ點ニ付キマシテハ講習所ヲ設ケ其技術者ヲ養ヒ、一方ニ試験ト養魚トヲ致シマシテ、主要ノ魚梯ヲ多ク各府縣ニ供給シテ、ドノ池モ遊バサヌコトニ致シマシタラバ、本邦ノ一大富源デアルト思フノアリマス、是レ本案ヲ提出致シマシタ理由アリマス

○伊藤大八君 本案へ議長指名九名ノ委員ニ付託セントヲ望ミマス
○議長（長谷川純孝君） 本案へ議長指名九名ノ委員付託ト云フコト
リマセヌカ

「異議ナシ異議ナシ」の聲起ル

官報號外

明治四十三年三月十二日

衆議院議事速記錄第十九號

水產講習所分場設置

三

○議長（長谷場純孝君）御異議がナイト認メマスカラ其通り決シマス——日程第十一、史談會國庫補助ニ關スル建議案（尾崎行雄君外五名提出者尾崎行雄君外五名——小久保喜七君）

第十一 史談會國庫補助ニ關スル建議案（尾崎行雄君外五名提出）

史談會國庫補助ニ關スル建議案（尾崎行雄君外五名提出者尾崎行雄君外五名——小久保喜七君）

右建議ス

〔小久保喜七君登壇〕

○小久保喜七君 極ク簡單ニ提出ノ理由ヲ申上ゲマスルガ、是ハ御承知ノ通り此史

談會ハ明治二十三年ニ——ソレマテニ勤王諸家ノ追賞、其他ノコトハ認メテ居ルガマ

タ非常ニ残シテ居ル——事蹟ノ明カニナシテ居ル又モノカ残シテ居ルカラ、之ヲ能ク取調べ

テ國家ハ十分ニ追賞、其他ノ方法ヲ講スルガ宜イ、斯ウ云フ考ヲ以チマシテ明治二十

二年ノ始メニ此會ガ立チマシタ、ソレカラ此會ハ伊達東久世ノ會長ヲ經テ今日ハ大

原伯爵ガ會長ニ相成シテ居ルノデゴザイマス、サウシテ其間ニドウ云フコトヲヤッカト云フ

ト、初メ天保年中カラ明治四年マテノ勤王家ノ事蹟ヲ調ベタ、ソレカラ段々調查ヲスレ

バ憲法創始時代ニ在テ國事犯ノ人ノ事蹟モ調べナケレバナラヌト云フノテ、更ニ調

査ヲ進メテ今度天保年間ヨリ明治二十一年マテニ國事デ死シダ人ノ調査ヲ致シマシ

タ、其調査ヲ致シマシタ人名が最早今日ハ一万以上ニナシテ居ルノテ、其事蹟ヲ調べマシ

タノハ其四分ノ一位シカマダナインゴザイマス、所テ其功績ガドウデアツカト云フ

ト、史談會ノ申告ノ結果テ丁度百九十名正五位以上正一位以下ヲ追贈セラレタノデゴザ

イマス、假ニ茲ニ諸君——衆議院ガ唯ノ一人デモ此人ヘ正五位ヲ追贈シテ吳レト云フ

建議ヲ致シマシテモ、ナカノく政府ハ私ハ容レマトイ思フ、然ルニ史談會ノ申告ノ結果

テハ百九名ノ追贈ヲセラレタ、其中テ生キテ位ヲ受ケタモノハ三四名ゴザイマス、楠本正

隆君ニ男爵ヲ授ケラレタル如キハ、全ク史談會ノ調査ガ主ナル原因ト相成シテ居ルノテ

ゴザイマス、此ノ如ク史談會ト云フモノハ實ニ功勞ガアツクモノデゴザイマスレバ、貴

族院モ一回國庫補助ノ建議ガ通過シテ居ル、又本院モ第八、第九、第十、第十四回

ニ國庫ヨリ補助ヲ與フベキモノト云フノ建議案ガ通過致シテ居リマスルガ、イツナモ政府

ハ委員會テハ餘リ反對ヲシナイニモ拘ハラズ、今日マテマダ何ノ提案モナインゴザイマ

ス、或人ハ云フデゴザイマス、是ハ史談會ガ憲法創始時代ノ國事犯モ殉難者トシテ

調査ヲスルト云フノテ、政府ガ嫌フノナカト云フ疑念ヲ懷クモノモゴザイマスルガ、マサ

カ私ハ左様ナコトハナイト考ヘル、唯日露戰爭ノ前後國費多端ノ際ニ、此點ニ向テ考

慮スルコトが出來ナカッタト考ヘマスルガ、今日ハ全く天下モ靜平ニ屬シテ、上下舉げテ

文教ノコトニ從ハケレバナラヌトキアリマス、ノミナラズ是等ノコトニ付テハ常ニ御考

慮ヲ御用井ニナル文部大臣テゴザリマスレバ、無論政府ハ御同意ノコト、考ヘマスルガ故ニ、願クハ諸君モ満場一致ヲ以テ御賛成アランコトヲ希望致シマス（拍手起ル）

○伊藤太八君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セんコトヲ望ミマス

○議長（長谷場純孝君） 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルト云フコトニ御異

議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長（長谷場純孝君） 御異議ハナイト認メマスカラ其通リ決シマス、日程第十

二、豫算編成方改正ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——委員長早川龍介君

○議長（「居リマセヌ」下呼フ者アリ）（「居リマセヌ」下呼フ者アリ）

第十二 豫算編成方改正ニ關スル建議案（田川大吉郎君提出）

吉郎君提出）當席カラチヨット報告致シマス、此田川大吉郎君提出ノ豫算編成

方改正ニ關スル建議案ハ二回ノ會ヲ開キマシタ、建議者及此內容ニ關係致シテ居リマス

スル所屬當局カラモ種々説明ヲ聞キマシタ結果、此五箇條アリマスル中テ多くハ直接ニ

豫算編成ニ關係ナキコト、又多少豫算編成ニ關係シテ居リマシテモ、敢テ改正スルノ必要ヲ認メナイト云フ理由ヲ以チマシテ、是ハ否決ニナッテ居リマス、此段御報告致シマス

○伊藤大八君 本案ハ委員長報告通リ否決セシコトヲ望ミマス

○議長（長谷場純孝君） 委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議アリト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君） 御異議ハナイト認メマスカラ委員長ノ報告通り、本案ハ否決ニナリマシタ——日程第十三、區裁判所ノ事務開始ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス

○伊藤大八君 唯今委員長ノ報告通り滿場一致ヲ以テ可決セシコトヲ望ミマス

○吉植庄一郎君 此席カラ報告ヲ致シマス、極メテ簡單ナ案デアリマシテ、政府モ贊成致シテ居リマス、委員會ハ滿場一致ヲ以テ此建議ヲ可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○伊藤大八君 唯今委員長ノ報告通り滿場一致ヲ以テ可決致シマス

○議長（長谷場純孝君） 御異議ハナイト認メマスカラ其通リ決シマス

○議長（「異議ナシ異議ナシノ聲起ル」）

○議長（長谷場純孝君） 御異議ハナイト認メマスカラ其通リ決シマス

○議長（長谷場純孝君） 本案ハ御異議ハナイト認メマスカラ滿場一致ヲ以テ可決致シマス

○議長（「異議ナシ異議ナシノ聲起ル」）

○議長（長谷場純孝君） 本案ハ御異議ハナイト認メマスカラ其通リ決シマス

（委員長報告）

趣意ニハ贊成セラマシテ、此案ニ付キマシテハ可否ノ討論ヲスルト云フコトハ毫モゴザイ
マセナンダ、唯各員ニ於キマシテ、何故ニ政府が此明白ニシテ疑ナギトコロノ案ニ向シテ
贊成ヲ表シナインアルカト云フコトガ疑問デゴザイマシタガ故ニ、各種ノ疑問が出マシ
テ、各政務委員ニ向シテ質問ヲ致シタノデゴザイマス、其中ノ最も重モナルモノニ、三
點ヲ申上ゲマスレバ、第一、今日ノ政府ノ現状ヲ見ルト云フト、此文官任用令ノ制限
ノアルカタメニ、政府ニ於テ最モ必要ナル人物ニアリテ、之ヲシテ其局ニ當ラシメタイト云フ
希望ヲ持ツテ居ル人ガアツテモ、文官任用令ノ制限ノアルガタメニ之ヲ採用スルコトが
來ズシテ、誠ニ不都合ナ結果ヲ來シテ居ル、其實例ハ例ヘ農商務省ニ於ケル山林局
長ノ如キ、或ハ内務省ニ於ケル土木局長ノ如キ、技術家ニシテ而モ尙且事務ニ熟練
シタル人ガアリトシテモ、文官任用令ノ規定ノアルタメニ、高等官試験ヲ經過シタ人デナ
ケレバ之ヲ採用スルコトが出來ナイ、併カガラ高等官試験ヲ經過シテ參クタトコロノ人ニ
必シモ是等ノ官職ニ適當ナル人材ガアルト云フコトが出來ナイカラシテ、其結果、此土
木局長、若ハ山林局長ノ外ニ、技術官ヲ待遇スルニ於テ一種ノ途ヲ開イテ、ソマリ局
長以外ニ勅任ノ官吏ヲ設ケルト云フヤウナコトニナツテ來テ居ル、此ノ如ク技術官ニシテ
事務ニ練達ナル人ガアツテモ、試験制度ノアルガタメニ之ヲ局長ニ用ユルコトが出來ナ
イトコロヨリシテ、ソマリ行政ノ事務ガ一途ニ出テ、局長其人ガ成ヲ技術官ニ仰ギ、行政
ノ途ガ一途ニ出テ、雙方トモ矛盾スル、從ツテ混雜が生ズル、斯様ナ結果ヲ來シテ居ル、
是等ノ點ニ付テハ政府ニ於テモ現ニ不都合ナルコトヲ感シラレテ居ルデハナイカ、斯様ナ
質問モ出マシタ、ソレカラモウ一ツノ重要ナル質問ハ、我國ノ國民中ニハ官吏ヲ志望ス
ル者ガ頗ル多イノデアル、然ルニ此官吏任用ノ途ガ試験制度文官任用令ノ結果トシテ、
多クハ帝國大學ニ入學スルヲ以テ最モ便トル、帝國大學ニ入ルガ最モ便トルガ故ニ、
青年ノ士ハ爭フテ帝國大學ニ入ラウト圖シテ居ル、是ガタメニ高等學校ニ於テモ、帝國
大學ニ於テモ非常ニ多ク學生ノ入學志望者ガアル、從ツテ非常ニ多クノ落第者ヲ出
ス、此落第生ノ方向ニ迷フ者ハ將來ノタメニ何トカ考慮ヲメグラサナケレバナラヌト云フ
狀況ニナシテ居ル、又大學ヲ卒業シタ者ノ中テモ其職ヲ得ズシテ路傍ニ彷徨シテ居ル者
ガ少ナクナイガ、是ハ官吏ヲ採用スル途ガ一筋シカ無イ、而モ其門戸ガ狹イタメニ、此
ノ如ク一方ニ偏シテ、多數ノ青年ノ人ヲシテ遂ニ路頭ニ迷ハシムヤウナ悲慘ナル結果
ヲ呈スルノデアル、之ヲ他ノ方面ニ於テモ官吏任用ノ途ヲ開イタナラバ、必シモ此ノ如ク
一方ニ向シテ青年ノ士ガ偏シテ行クト云フ氣遣ヒハナイデハナイカト云フ質問モ出マシタ
ノデアリマス、ソレカラ又此ノ如キ質問モ出マシタ、ソレハ政府ハ現ニ此文官任用令ノア
ルガタメニ、必要ナル役人ノ位置ヲ高メルコトが出來ズシテ、何時マテモ奏任ニ置ク譯ニ
モ行カズ、サレバト云シテ之ヲ勅任ニ任用スルノ途ガ此文官任用令ノタメニ塞ガレテ居ル
カラシテ、一種ノ窮策ヲ案シテ、現ニ或ル奏任官ノ人ヲ宮内省へ持ツテ行シテ、而シテ宮
内省ノ式部官ニシテ、初メテ此式部官ナルモノ、名ニ依ツテ勅任待遇ノ途ヲ開イクト云
フ事實ガ現ニ一人程アル、此ノ如キハ政府自ラが此文官任用令ノタメニ、極メテ自分
が必要ナリト信スルノ人才ニ向シテ勅任ト爲スコト能ハズシテ、之ヲ宮内省ノ式部官ナ
ルモノニ藉リテ僅ニ勅任待遇ノ途ヲ開イタト云フコトハ、即チ行政上ニ於テ政府自身
ガ此文官任用令ノ不都合ナルコトヲ認メテ居ル證據デハナイカ、斯様ナ問モ出クノデア
リマス、且又此高等官ノ中モ最モ高位ニ居ルトヨロノ、所謂政務官ト稱スル人ノ
如キハ、現ニ何レノ内閣ノ更迭スル場合ニ於テモ、多クハ内閣ト共ニ更迭スル、政略
ニ密接シテ居ル官吏デアルカラ、此官吏ヲ求ムルニハ狄キ試験制度ヲ經テ來タ人ニ限ル
ト云フコトハ無イ筈デアル、是ハ必ヤ汎ク天下ニ人オヲ求メナケレバナラヌノデアル、然

ルニ政府ハ試験制度ヲ經テ來タ人ニノミ人オ才ヲ求メナケレバ外ニ仕方ガナイト云フ考デアルカ、斯様ナ質問モ出タノアリマス、要スルニ本案ニ付テハ可決ノ論ハ問題ニナリマヌテ、單ニ政府ニ向シテ以上申述ベタル如ク、マダ其外ニモ細カイ點デ質問ガ出マシタガ、之ニ對シテ政府ニ於テハ殆ド要領ヲ得タルトコロノ答辯ガアリマセス、政府ノ答辯スルトコロハ要スルニ今日ノ文官任用令ノ制度ヲ以テ最良ノモノデアルト認ムル譯デハナイ、併ナガラ他ニ良法ナキガ故ニ、已ムラ得ズ此任用令ヲ存スルノアル、而シテ本建議案ニ反対スルノアル、此ノ如キ答辯ヲ以テ始終一貫シテ居リマシタノアリマス、而シテ最後モ委員ノ或者ヨリ發シマシタル質問ニ、若シ本建議案ノ如ク門戸ヲ開放シテ制限ヲ撤去致シテモ、必シモ試験ヲ經ナイトコロノ人間ノミヲ用井得ル途ヲ開キマシタナラバ、ノデアル、用井得ル途ヲ開クタケノコトデアルガ、此人才ヲ用井得ル途ヲ開キマシタナラバ、政府ニ於テハ如何ナル弊害ガアルト認メラル、カ其弊害ノアルトコロヲ具體的ニ述ベテ貴ヒタイト云フコトノ間ニ對シマシテハ、政府ニ於テハ其點ニ向シテハ御答ヲ致スコトガ誠ニ困難デアル、トウカ御諒察ヲ願ヒタイト云フヤウナ答辯ニ歸著シタト云フ、甚怪シカラタコトノ答辯ガアリマシタノアリマス、此ノ如クテゴザイマシテ、屢々質問ヲ致シマシテモ政府ニ於テハ相當ナル理由ヲ以テニ答フルコトナクシテ、唯徒ニ本案ニ向シテ反対ノ意思ヲ表セラレテ居リマシタノアリマス、ソレカラ又委員會ニ於テハ、本案ヲ以テ行政改革ノ根本トナルトコロノ官吏登庸ニ關スル件デゴザイマシテ、現ニ樞密院ノ御諮詢マテモ經テ發布セラレタコトノ勤令ノ改正ニ關スル建議ニアリマスカラ、又唯今述ベマシタノアリマス如ク、政府委員ノ答辯ハ結局御答ヲ致シ兼ネルト云フヤウナ不得要領ノ答辯デゴザイマシタカラ、進シテ總理大臣ノ出席ヲ求メテ其答辯ヲ聽カント欲シタノアリマスガ、總理大臣遂ニ委員會ニ出席セズ、而シテ唯今述ベマシタ如ク不得要領ナル答辯ヲ以テ本會ハ終リマシタノアリマス、尙委員會ニ於キマシテハ、トウカ本案ノ趣旨ヲ貫徹致シタトイト云フトコロノ希望ヨリ致シマシテ、委員高橋光威君ノ發議ニ依リ本案ヲ修正致シマシテ、即チ御手許ニアリマス通り「法制局長官、各省次官、警視總監、警保局長等、政府ノ政略ニ密接ノ關係アル勤任官ノ任用ハ文官任用令ニ據ラサルコトヲ得ルノ規定ヲ設ケムコトヲ望ム」此ノ如ク建議案ノ主意ヲ更ニ一步讓リマシテ、即チ独立範圍ノ建議ト致シマシテ、之ニ依シテ政府ノ贊成ヲ求メマシタノアリマスガ、是亦不幸ニシテ政府ノ容ル、トコロトナリマセヌノゴザイマシタ、結局委員會ニ於キマシテハ此修正ノ意見ニ對シテ、滿場一致ヲ以テ賛成可決ヲ致シタ次第ゴザイマス、此段御報告ヲ致シマス

○伊藤大八君 本案ハ満場一致ヲ以テ委員長ノ報告通り可決センコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 委員長ノ報告ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ満場一致ヲ以テ委員長ノ報告通り決シマス
〔拍手起立〕

○議長(長谷場純孝君) 日程第十五乃至第二十ノ請願ハ、便宜上一件ミニ委員長ノ報告ヲアルノサシメ、逐次議題トナシヲ採決致シマス、委員長榎田清兵衛君
(榎田清兵衛君登壇)

○議長(長谷場純孝君) 此場合ニ訂正ヲ致シテ置キマス、日程ノ第十六、特別報告第二號トアルノハ印刷ノ際ノ誤植デ、是ハ三十號「十」ノ字が落チテ居リマスカラ、此段訂正シテ置キマス、日程第十五、特別報告第一十九號、町村基本金トシテ國有林野拂下ノ請願

官報號外
明治四十三年三月二日
衆議院議事速記錄第十九號

第十五

(特別報告第二十九號)町村基本金トシ
(委員長報告)

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

- 榊田清兵衛君 御報告ヲ致シマス、此請願ハ兵庫縣揖保郡龍町野長中原信之外二十七名ノ請願デアリマシテ、其趣旨ハ兵庫縣揖保郡、赤穂郡、宍粟郡、此各町村所屬ノ國有林野中ニ於テ、國土保安、又ハ林野經營上ニ必要デナイトコロノ林野ヲ町村ノ基本財産ト致シマシテ、無代、又ハ低廉ナル價ヲ以テ拂下ケテ欲シト云。フ請願アゴザイマシタ、此段御報告ヲ致シマス。
- 議長(長谷場純孝君) 委員長ノ報告ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
- 議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ 採擇院議ニ付スベキモノト決定

別報告第三十號、稅務署設置ノ請願

第十六 (特別報告第三十號) 稅務署設置ノ請願 (委員長報告)

- 榊田清兵衛君 此請願ハ東京府北多摩郡府中町長石阪信次郎外二十四名ノ呈出デアリマシテ、其要旨ハ北多摩郡府中町稅務署ハ三十七年ノ三月ニ於キマシテ、八王子稅務署ノ所管ニ屬セラレタノデゴザイマス、爾來關係人民ニ於キマシテハ頗ル不便ヲ感シテ居リマスノデ、之ヲ復舊シテ欲シト云。フ請願デゴザイマス、此請願ハ昨年ニ於キマシテ、貴族院、衆議院兩院共ニ採擇ニナシテ居リマス(請願デゴザイマス、故ニ是ハ請願委員會ニ於キマシテハ採擇院議ニ付スベキモノト決定致シマシタ、此段御報告致シマス)
- 議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ 採擇スルコトニ決シマス、日程第十八、特別報告第三十一號、宮津貿易港、竜宮津福知山間鐵道速成ノ請願

第十七 (特別報告第三十一號) 宮津貿易港竜宮 (委員長報告)

- 榊田清兵衛君 此請願ハ京都府與謝郡宮津町字住吉三十七番戸平民醫師中川雄齋外七千六百三十八名ノ呈出ニ係ル(請願デゴザイマシテ、此請願ノ要旨ハ宮津貿易港ヲ純然タル貿易港ト爲シテ欲シト云。フ請願デゴザイマス、而シテ又モウ一ツノ意味ハ、宮津福知山間凡一十哩、或ハ宮津上川口間凡ソ十六哩ノ鐵道ヲ急設シテ欲シト云。フ請願デゴザイマス、請願委員會ハ之ヲ分割致シマシテ、宮津貿易港ニ關スル請願ハ採擇院議ニ付スベキモノト決定致シマシタ、此段御報告ヲ致シマス)
- 議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ 委員長報告通り 採擇スルコトニ決シマス、

第十八 (特別報告第三十二號) 市制改正ノ請願 (委員長報告)

- 榊田清兵衛君 此請願ハ大阪市東區北濱二丁目四十番地士族辯護士武内作平外百七十四名ノ呈出デゴザイマス、其願ノ要旨ハ、現行市制ハ二十年前ノ制定デゴザイマシテ、市會議員ノ選舉、及市行政機關ノ組織等、今日ノ民情ニ適當ニ改正シテ欲シト云。フ請願デアリマス、故ニ之ヲ適當ニ改正シテ欲シト云。フ請願デアリマス、請願委員會ハ採擇スベキモノト決定致シマシタ、此段御報告ヲ致シマス

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ 委員長報告通り 採擇スルコトニ決定シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

第十九 (特別報告第三十四號) 町村制中改正 (委員長報告)

- 榊田清兵衛君 此請願ハ山形縣最上郡舟形村大字舟形百一十九番地平民農星川小重郎外九名ノ呈出デゴザイマス、而シテ其請願ノ要旨ハ、現行ノ町村制ニ於キマシテ、議員ノ選舉ハ違記投票トナシテ居リマス、之ヲ單記投票ニ改メラレタイト云。フ請願デゴザイマス、請願委員會ハ其趣旨ヲ認メマシテ、採擇院議ニ付スベキモノト決定致シマシタ、此段御報告ヲ致シマス。

第二十 (特別報告第三十五號) 郵便局設置ノ請願

- 榊田清兵衛君 此請願ハ福島縣北會津郡荒井村大字下荒井四十六番地平民農荒井初太郎外四名ノ請願デゴザイマス、其趣旨ハ福島縣北會津郡荒井村ハ若松郵便局ニ屬シテ居ルノデアリマスガ、其距離ハ二里以上モゴイマスルニ付キマシテ、其一部ノ下荒井村ト云フ場所ヲ除ク外ハ、「一日」一回ノ集配ヲ受クルニ過ギヌノデアリマス、ソレデ村民ハ頗ル不便ヲ感シテ居ルノデゴザイマス、故ニ郵便局ヲ本村内ニ設置シテ欲シト云。フ請願デゴザイマス、是モ請願委員會ハ採擇院議ニ付スベキモノト決定致シマシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

- 議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ 委員長報告通り 採擇スルコトニ決シマス、日程第十八、特別報告第三十二號、市制改正ノ請願

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

鐵道營業法中改正法律案

- 議長(長谷場純孝君) 議長ニ委託セラレタル委員ノ氏名ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、尙明日ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、今日ハ是ニテ散會

午後三時十三分散會